

全国法教育 ネットワーク

全国法教育ネットワークは、
法教育(とくに高校以下の学校における法教育)について関心をもつすべての人々が
加入することのできる、研究・教育実践のためのネットワークです

TOPICS

このコーナーでは、法教育に関する最近のニュースをお伝えします。

司法制度改革審議会最終意見書 が司法教育の充実を提言

内閣の司法制度改革審議会は、6月12日、最終意見書を公表した。この最終意見書では、2000年11月の中間報告に続き、司法教育の充実を図るべきことが提起されている。

今後、この提言が教育界、法曹界でどのように受け止められ、司法教育の充実へ向けてどのような具体的方策が採られるようになるのか注目していきたい。

(以下、最終意見書より)

IV 国民的基盤の確立

第2 国民的基盤の確立のための条件整備

2. 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。

法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。

そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる。

第一東京弁護士会が高校生と 懇談

第一東京弁護士会少年法委員会は毎年、こどもの日の記念行事を実施してきたが、今年(2001年)は5月12日に、法政大学第二高校の3年生約20人を招いて、懇談会を行った。

懇談会は、弁護士の側から弁護士制度の概略や弁護士になった動機などについて説明があった後、生徒5~6人ぐらいのグループに弁護士が2~3人ずつついて、約2時間にわたって行われた。

(詳しい報告は次号に掲載)

毎日新聞が裁判員制度との関連 で司法教育の充実に着目

毎日新聞(大阪本社版)6月23日付「西論風発」で、論説委員の菅沼完夫氏が、司法制度改革審議会最終意見書で導入が提言された裁判員制度との関連で、司法改革の重要性について、以下のように言及している。

「法律はしち面倒くさいものではなく、社会生活の基本ルール、という理解から出発することが大切だ」、「裁判員制度導入を『好機』ととらえ、国民の法感覚を向上させる土壌・体制整備を急ぐべきだ。国はもちろん、司法、教育界の努力を期待したい」。

アメリカの法教育の教科書を 江口勇治・筑波大学助教授らが 翻訳、出版

6月20日、当ネットワーク会員の江口助教授らの研究グループがアメリカの法教育の教科書を翻訳した、『テキストブック わたしたちと法 権威、プライバシー、責任、そして正義』が現代人文社より刊行された(定価2310円)。本書は、アメリカで法教育を推進しているNGOのひとつCenter for Civic Educationによる教科書“Foundations of Democracy”の、小学校高学年用の分冊を翻訳したもの。末尾に教師向けのガイドのサマリーも収録。ロールプレイングなどを活用して、民主主義の基本を学習し、法的思考力を育成する、法教育に格好の教科書である。

第五回研究会報告

五月二六日、東京・四谷の司法書士会館において第五回研究会を行った。今回の研究会は、「伊藤真の司法試験塾」塾長の伊藤真氏による講演である。伊藤氏は、「中高生に対する憲法教育の大切さ」との題で、憲法が国家権力を制約するものであり、憲法が価値の体系として理念を謳ったものであること、法律とは異なるものであることを教えるべきであると述べ、日本国憲法の本質は「個人の尊厳」であると説明した。質疑応答では、文章を書くことの重要性について、参加者それぞれの現場での体験が話し合われた。また、憲法を実際に現場で教えている教師からは伊藤氏の憲法理解についての質問も出され、具体的な教育方法について活発な議論が行われた。

中高生に対する 憲法教育の大切さ

伊藤 真 「伊藤真の司法試験塾」塾長

はじめに 法学館の目的・理念

私たちは司法試験の受験指導を中心に活動をしているが、憲法の理念を実践することのできる法律家をどうしたら育成できるだろうかということ日々考え、取り組んでいる。これからの日本を担っていくリーダーとなる人材は憲法の理念を理解し、実践することができなければならない。司法試験「塾」という名称をつけたのは、日本にはかつて松下村塾や適塾といった日本を創っていった人材を育成した立派な塾があり、塾というものをもう一度見直そうと考えたからである。

憲法の理念を実践するために、私たちが活動の対象としている層として、プロフェッション(広義の法曹)、一般市民、明日の日本を担う子どもたち、という3つの層がある。

3~4万人のプロフェッションをめざす人たちは、司法試験の勉強を通じて憲法を必死になって勉強をする。残念ながら合格できずに企業に入ったり公務員になったりする人たちも多いが、そういう人たちが満足するような講義をすることを心がけている。主婦になった人も子育てのなかで憲法の理念を活かしていただければ嬉しく思う。

一般市民に対しては、PTAの方々や町内会等各種の講演会に出かけていくことがある。

中高生に対してはこれからの課題であるが、ある大手大学受験予備

校の衛星通信を利用した教養講座で8,000人の子どもたちに対して憲法・法律について話をする機会があった。講義後のアンケートを見ると、子どもたちははじめに受け止め、いままでの、そしてこれからの自分のことを真剣に考えていることがわかる。

多くの子どもたちも市民も、日本の今の憲法が何なのかを知らない。改正以前に憲法が何のために存在するのかということについてあまり理解していない。

私が憲法にこだわるようになったのは次のような理由による。大学3年生のときに知り合ったアメリカ人から、日本の憲法についていちばん大切なことを教えてほしいと言われて、彼を納得させることができず、非常に悔しい思いをしたからである。アメリカでは小学生でも知っていると言われた。そこで勉強をし、日本国憲法は個人の尊厳・個人の尊重、すなわち、人はみな違って当たり前、人と違うことが素晴らしいんだということをその中核的な価値として置いていることがわかった。個人の尊厳・個人の尊重という考え方から人権や国民主権、平和主義という概念が生まれてくるということを知ったのである。

また、日弁連の米国刑事弁護制度視察に同行した際、ホテルのギフト・ショップに憲法関連の記念品や憲法を解説したリーフレットなどの憲法グッズが置いてあるのを見て驚いた。連邦最高裁のツアーにも小学

生が参加していた。アメリカは子どもの頃から意識的に憲法について触れさせ、教育をしようと努力している国だと感じたからでもある。

司法試験受験生を教える現場で感じたこと

初等中等教育において憲法を教えることの重要性

(1) 憲法と法律の違いを知らない

私たちの塾に通う学生の多くは憲法と法律の違いを知らない。

憲法と法律には大きく3つの違いがある。すなわち、憲法は国家権力の側に歯止めをかける道具であるのに対して(99条)、法律は私たちに對する行動の基準となるものである。このように憲法と法律とは質的にまったく次元が異なるものである。法律の親分が憲法であるというわけではない。

憲法はある程度恒久的な価値を規定しており、将来に向かっての指針を示したものであるのに対し、法律は世の中の動きに合わせて変えていくべきものである。ドイツの憲法(基本法)は何回も改正されているが、自由で民主的な基本秩序という根本の価値には一切手をつけていない。

憲法はひとつの理想を示すものであり、現実がそこまで達していないことが当然の前提として予定されている。したがって、理想と現実はく違っていてむしろあたりまえなのである(たとえば前文、9条)。これに対して法律は現実に合わせて変えていくものである。

憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と定めているが、そこでいう「国民の不断の努力」とは、

国民が憲法を国家権力に対して守ることを不断に努力しなければならない、そのような義務を国民に課しているんだということを説いていると考える。

(2) 小学校以来、憲法を学んでいながら、憲法で最も大切なことが何かを知らない

憲法が価値の体系であるということを理解してこない学生が多い。法律はすでに決まったものであり、守らなければならないものと捉えている。法律は「べき」の世界のものであるのに、「である」の世界のものとして捉えてしまっている。

(3) 権力についての恐ろしさを知らない

人に聴かれて困るような話はしないから盗聴されてもかまわないという学生がいる。また、東大ポボロ事件に関し、警察が私たちの生活・行動を見張ってしてくれることがなぜいけないのかと疑問をもつ学生もいる。権力者は過ちを犯すものだという過去の歴史に鑑み、憲法、法教育の勉強の前提には歴史の勉強が不可欠である。

(4) 人権や平和について、まったく抽象的な理解しかない

いままで挫折した経験のない学生にとって、人権や平和という概念は自分のこととして考える機会がなく、対岸の火事にすぎない。憲法の勉強には、いかに相手の立場に立って考えるかというイメージーションがきわめて重要である。

たとえば、無罪の推定や個人の尊重ということを考えるとき、次のようなケースを想定してみる。10人の人間が凶悪犯として捕まった。そのうち9人はいまの制度なら死刑とな

るような罪を犯した者たちであるが、10人の中に1人だけ無罪の者が混じっている。誰が無罪なのかはわからない。このようなケースにおいて、あなたが裁判官ならどのような判断をするかと問いかけてみる。無罪の推定を推し進めていくと1人の無罪の者を救うために残りの9人を釈放しなければならない。9人の凶悪犯が社会に戻ってくることを甘受するのか、それとも社会の秩序を維持するために1人の者に犠牲になってもらうのか。

この事案をわが身のこととして捉えることができるか。自分がその1人だったらどう思うか。あるいは、その1人が自分の最も大切な人(親や恋人など)だったらどうかと投げかけ、イメージーションを働かせようとしている。

(5) 文章の書き方・議論の仕方を知らない

日本語の主語と述語を対応させる文章をなかなか書けない者が多い。高校までの学習で、論理的な文章を書くなどの文章力の訓練をする場が少ないのではないかと。また、議論の仕方を学ぶことも少ないのではないかと。

議論をする場合も、議論とは自分の考えと違う考えとを闘わせてよりよいものを導き出す過程であるのに、人と同じ意見を言うだけで、人と違う意見を言わない、あるいは一方的にまくし立てて終わってしまう者もいる。

質の高い議論とは、批判可能性・検証可能性が高い議論であり、誰にも批判・反論されないような議論ではない。自分の立論よりもよりよいものがある可能性への配慮という謙虚さが必要である。

憲法・法律を教えるにあたって

(1) 校則などの規範の世界と事実の世界の違い(「べき」と「である」の違い)

社会規範のひとつである法律は、その時代、その社会に基いたその地域の人々の価値観の表れにすぎない。いろいろな考え方があっていい。法律を学ぶこと、憲法を学ぶことのひとつの目的は、法律のよって立つ価値観を知り、そして自分自身の価値判断の基準をもってさまざまなことについて判断することができるようになることである。

(2) 憲法とは何か

憲法前文には何が書かれているか。憲法を制定した目的は、「自由のもたらす恵沢を確保し、……再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」するためである。そのために「主権が国民に存することを宣言し、……憲法を確定」した。

また、憲法は「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」という原理に基づくものであり、この憲法の原理に反するものは憲法でさえも排除されることになっている。すなわち、この「人類普遍の原理」は憲法の上位概念であり、人類普遍の原理となる……べきものである。

日本国憲法の構成として、なぜ人権ではなく「天皇」が冒頭に置かれ、次に「戦争の放棄」が置かれているのか。なぜ刑事手続きに関する規定を31条から40条までの10カ条も設け、具体的かつ詳細に規定しているのか。なぜ76条以下は裁判所ではなく「司法」なのか。なぜ行政活動の一

種である「財政」について83条以下独立の章を設けているのか。また、97条は人権規定であるにもかかわらず、なぜ「最高法規」の章に置かれているのか。

このように相互の関係を含めながら条文全体の構造を見る。そして13条がこの憲法の中核価値であると教えている。

(3) 個人の尊重

13条は「人はみな同じ」ということと「人はみな違って当たり前」という2つの意味合いを有している。人は人間としてかけがえのない価値をもっている。すべて人は人間として同じ価値をもっており、この世の中に生きて生まれてこなければよかったという人なんかはいないという意味で「人はみな同じ」である。それらの人が「個人として尊重される」。そして、個人の幸せのために社会や国家が存在するのであって、国家のために個人がいるのではないことを示している。もちろん、当然のことであるが、自分と同じく他人の存在をも最大限尊重するのだから、自分勝手な許されるわけではない。

そして、ひとりひとはみな違って当たり前なのであって、何を幸せと感じるか人もそれぞれでいい。自分の幸せは自分で定義すべきことであり、社会や親や学校が決めた幸せに乗っかる必要はないということ。13条から読み取ることができる。13条は幸福……追求権を保障しているにすぎない。幸福の中身はひとりひとりそれぞれ違っていい。学校の決められた勉強に従う必要はない。学校の教育がすべてではない。国が決めた道から外れたとしても、それがその人にとっていちばんの生き方であれば自信をもっていい。憲法の理念からすれば落ちこぼれとい

う概念は存在しない。

(4) 法の支配

法の支配を学ぶなかでは、手続きの重視を強調している。なぜ多数決に従うのか。それは少数意見と闘わせることによって、多数意見の正当性が審議・討論というプロセスの中で保障されるからである。審議・討論というプロセスがあるからこそ多数意見の結果に従うのである。

裁判の結果に人々が従うのはなぜか。それは裁判のプロセスが正しいから結果も正しいであろうという国民の信頼に基づくからである。弁護士は手続きの正当性を担保するために存在している。裁判所は司法権に属する。司法権は死刑によって人間を殺すことのできる唯一の権力であるということをおぼろげに忘れない。

憲法・法律の具体的なイメージをつかむ

(1) 講義において

和歌山カレー事件に関し、「真相解明を阻む黙秘の壁」というタイトルを掲げた週刊誌があった。この記事は容疑者に自白を促し、弁護士の接見を否定的に捉え、容疑者自らが無罪を証明する責任があることを訴えている。

このような記事を読ませ、何が問題になるのかを考えさせる。そして、マスコミの仕事は何か、裁判所の仕事は何か、弁護士の仕事は何かを考えさせる。世の中の役割分担について考えてもらう。

佐賀バスジャック事件について、マスコミが人質とされた6歳の少女のことについてばかりスポットを当てたのは、大人と子どもを差別していると疑問を投げかけた週刊誌の記事があった。その記事は少年法改正論

議において大人と子どもを等しく扱えというのなら、この場合も同様にすべきであると主張している。これはまさに個人尊重の考え方である。

その他、具体的なイメージを掴んでもらうために、たとえば目撃証言の曖昧さについて次のような話をしている。駅からこの塾に来るまでに自動販売機があったかどうか、前回の講義で私がしていたネクタイは何色であったのかと。その答えからいかに目撃証言というものはいいかげんなものかということを示し、裁判の危険さを体験させたりしている。

(2) 明日の法律家講座」

実際に自ら体験をすることは難しいので、実際の事件の当事者などから話を聞く「明日の法律家講座」を設けている。

第1回では薬害エイズ訴訟を取り上げ、差別・偏見がいかにひどいかを感じとらせる。

第19回では松本サリン事件の被害者である河野義行さんに来ていただいた。河野さんは、この日本には無罪の推定の原則などないと断言された。

第30回では布川事件で29年間もの間獄中生活を強いられた当事者を招いた。当初はやっていないのにやったと虚偽の自白なんかするわけ

がないと思っていた者も、毎日やったのはお前だろうと言われ、もしこのまま否認を続けたら死刑になると言われ、死刑になりたくないのならやったと言えと迫られた状況において、死を覚悟でやっていないと突っぱねることのできる人がどれだけいるかという当事者の話を聞いて、自白強要をイメージすることができるようになる。

自分の目で確かめる 憲法問題

沖縄、韓国・中国視察旅行

司法試験の合格者を対象に沖縄、韓国、中国、アメリカ、ヨーロッパへの視察旅行を実施している。

沖縄では基地を見たり、ひめゆりの生存者の方の話を聞いたり現場で生の声を聞く機会を設けている。現場で当事者の具体的な話を聞いたるなかで、ここでは憲法が生きている、憲法を実践するということがこういうことなのかと考えさせられる。

韓国では日本軍慰安婦の方が生活しているナムムの家に泊まって話を聞いた。慰安婦なんてなかったと声高に叫ばれているなかで、法律家として自分はどうか考えるかということが重要である。

中国では南京虐殺記念館に行った。中国では「屠殺記念館」という。ここでも、虐殺はなかったとする書物が数多く並べられているなかで、このような事実を突きつけられたとき自分は法律家としてどう考えるのかを問う。

これらの事実をどう捉えるのかは別として、法律家として世界に出て行ったときに、アジアの一員として自分の意見を言えるようにしておくことが必要である。

アメリカではロースクールの学生と議論をさせる。そうすると自分たちはまだまだ学び続けていかなければならないということを知る。

おわりに

法的思考・憲法の理念を普通の生活の中で生かすことを考えている。たとえば、塾設立時に自分たちの憲法を作った。憲法の理念を伝えたいために塾を立ち上げ活動をしているが、その自分に歯止めをかけるためである。

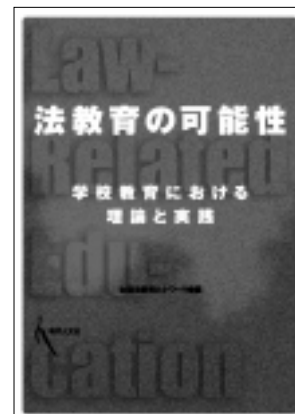
同じように、学校の中でクラスの憲法を作ってみてはどうだろうか。自分たちが守るべきルールではなく、学校や先生たちに守ってもらいたいルールを作ってみては面白いのではないだろうか。(いとう・まこと)

新 刊 案 内

全国法教育ネットワーク初の単行本発刊!

このたび、全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』が現代人文社より発刊されました(2001年8月1日発売)。ネットワークの会員だけでなく、本号で紹介している伊藤真氏(本紙掲載の研究会報告に加筆)や北川善英・横浜国立大学教授、また韓国・台湾の研究者からもご寄稿いただき、教育関係者と法律家によるさまざまな理論的・実践的報告が収録されています。

会員の方には、会員価格2000円にて販売しておりますので、事務局までご連絡ください。



定価 2200円+税 A5判 212頁